

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する  
条例施行規則の改正概要について

H27.10.2  
高知県総務部税務課

○趣旨

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税の対象となる事業用設備に、有線放送業等用設備、情報通信技術利用事業用設備及び農林水産物等販売業用設備が新たに追加されたことに伴い、必要な規定の整備を行うものです。

○改正様式

第2号様式

第3号様式

○施行期日

公布の日（平成27年10月2日）